

令和4年度

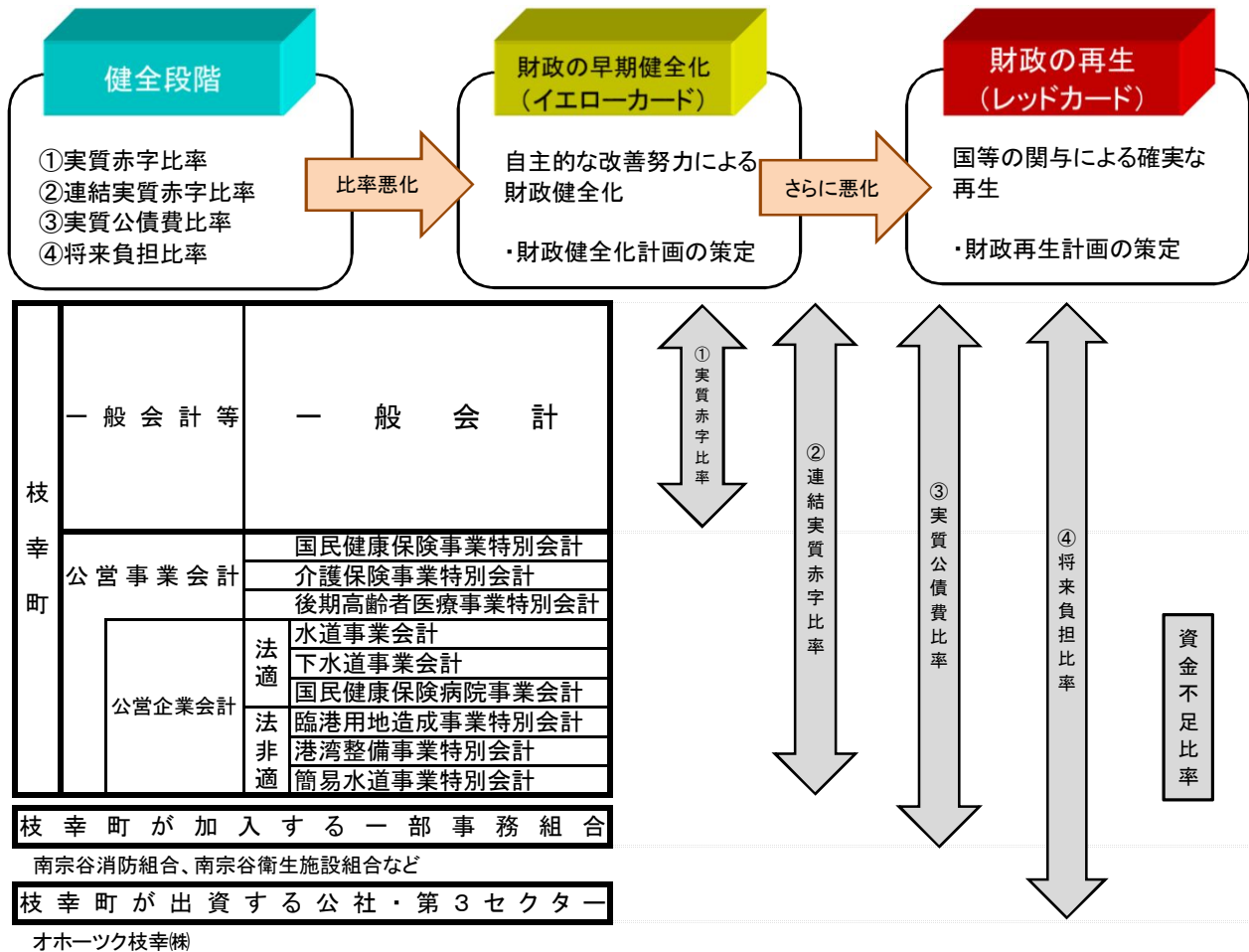
財政健全化判断比率等について



北海道 枝幸町

令和4年度の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。



1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標です。この比率が町の財政規模に応じて、枝幸町は8.21%になると地方債借入に際し国の許可が必要となり、14.11%になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、国に報告することになります。

また、20%になると財政再生団体となり、財政再生計画を議会の議決を経て定め国の関与の下で再生を図ることになります。

枝幸町	早期健全化基準	財政再生基準
— %	14.11%	20%

※比率がゼロ又はマイナスの場合、「—」表示となる。

※算定方法

$$\text{実質赤字比率} \left[\Delta 1.21\% (\text{黒字}) \right] = \frac{\text{A: 一般会計等の実質赤字額} \left[\Delta 83,235 \text{千円} (\text{黒字}) \right]}{\text{B: 標準財政規模} \left[6,833,821 \text{千円} \right]}$$

Aは、一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
Bは、標準財政規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

2 連結実質赤字比率

一般会計等と公営企業会計における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率に5%加算し、19.11%になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、国に報告することになります。また、30%になると財政再生団体となり、財政再生計画を議会の議決を経て定め、国の関与の下で再生を図ることになります。

枝幸町	早期健全化基準	財政再生基準
－ %	19.11%	30%

※比率がゼロ又はマイナスの場合、「－」表示となる。

※算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{C:連結実質赤字額【△1,532,616千円(黒字)】}}{\text{B:標準財政規模【6,833,821千円】}} \text{【△22.42%(黒字)】}$$

Cは、連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
- Bは、標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

※Cの内訳

(単位:千円)

一般会計・特別会計(イ・ハ)	実質収支額	企業会計(法適・法非適)(ロ・ニ)	実質収支額
一般会計	△ 83,235	水道事業会計	△ 658,361
国民健康保険事業特別会計	△ 1,102	下水道事業会計	△ 152,891
介護保険事業特別会計	△ 32,611	国民健康保険病院事業会計	△ 594,221
後期高齢者医療事業特別会計	△ 470	臨港用地造成事業特別会計	△ 8,089
		港湾整備事業特別会計	△ 389
		簡易水道事業特別会計	△ 1,247
計 ①	△ 117,418	計 ②	△ 1,415,198
		合計 C (①+②)	△ 1,532,616

※△で表示されているものは黒字

3 実質公債費比率

一般会計の経常的な収入一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されたものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3カ年の平均値です。比率が18%を超えると地方債を発行するときに、道の許可が必要となり、比率が25%を超えると早期健全化団体となり、一部の町債の発行に制限がかけられます。また、35%を超えると財政再生団体となり国の関与の下で再生を図ることになります。

枝幸町	早期健全化基準	財政再生基準
9.3%	25%	35%

※算定方法

実質公債費比率	(地方債の元利償還金+D:準元利償還金) -
【3カ年平均 :9.3%】	【(1,585,013千円 + 552,231千円) -
	(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	(95,483千円 + 1,481,468千円)】
R4単年度 :10.4%	= $\frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
※R3単年度 : 9.2%	【(6,833,821千円 - 1,481,468千円)】
※R2単年度 : 8.2%	

Dは、準元利償還金:イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

※Dの内訳

(単位:千円)

区分	会計名等	金額	区分	会計名等	金額
イ	-	-	ハ	南宗谷消防組合	0
ロ	下水道事業会計	194,648			南宗谷衛生施設組合
	国民健康保険病院事業会計	288,225	ニ	その他(利子補給等)	4,492
	簡易水道事業特別会計	64,866	ホ	一時借入金の利子(基金の繰替運用を除く)	0
				計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	552,231

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数（残高）を勘案した比率です。早期健全化基準は350%とされています。

枝幸町	早期健全化基準	財政再生基準
— %	350%	—

※比率がゼロ又はマイナスの場合、「—」表示となる。

※算定方法

$$\begin{aligned}
 & \text{E:将来負担額} - (\text{F:充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\
 & \text{【(13,895,413千円} - (\text{5,890,949千円} + \text{492,300千円} + \\
 & \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \\
 & \text{10,335,915千円)】} \\
 \text{将来負担比率} & = \frac{\text{【△52.7%】}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\
 & \text{【(6,833,821千円} - \text{1,481,468千円)】}
 \end{aligned}$$

Eは、将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

Fは、充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

※Eの内訳

(単位：千円)

区分	内容等	金額	区分	内容等	金額
イ	一般会計の地方債現在高	9,810,184	二	—	—
ロ	—	—	ホ	退職手当支給予定額	1,648,566
ハ	下水道事業会計	1,009,533	へ	—	—
	国民健康保険病院事業会計	1,094,572	ト	—	—
	簡易水道事業特別会計	332,558	チ	—	—
計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ+ト+チ)					13,895,413

※Fの内訳

(単位：千円)

基金名	金額	基金名	金額
財政調整基金	1,675,805	スポーツ文化振興基金	186,796
減債基金	1,199,519	情報通信基盤施設整備基金	427,308
地域振興基金	150,000	定住促進基金	130,269
ふるさと未来応援基金	490,742	国際交流基金	4,860
交通輸送等整備推進基金	88,014	森林環境譲与税基金	40,104
社会福祉基金	271,826	育英基金 ※	77,966
産業振興基金	757,841	国民健康保険事業基金	152,869
水産系廃棄物処理基金	130,434	介護保険給付費準備基金	104,128
学校教育施設整備基金	2,468	計	5,890,949

※育英基金は、年度末時に貸し付け運用していない額である。(育英基金総額 96,545千円)

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示しています。経営健全化基準は、20%とされています。

特別会計等		資金不足比率	経営健全化基準
法 適	水道事業	— %	20%
	下水道事業	— %	20%
	国民健康保険病院事業	— %	20%
法 非 適	臨港用地造成事業	— %	20%
	港湾整備事業	— %	20%
	簡易水道事業	— %	20%

※比率がゼロの場合、「—」表示となる。

※算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{G: 資金の不足額}}{\text{H: 事業の規模}}$$

Gは、資金の不足額: 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

Hは、事業の規模: 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

【令和4年度決算】(単位:千円、%)

水道事業	$= \frac{0}{143,187} = 0 \%$	下水道事業	$= \frac{0}{108,686} = 0 \%$
国民健康保険 病院事業	$= \frac{0}{851,046} = 0 \%$	臨港用地造成 事業	$= \frac{0}{8,089} = 0 \%$
港湾整備事業	$= \frac{0}{1,164} = 0 \%$	簡易水道事業	$= \frac{0}{78,426} = 0 \%$

■ 枝幸町 年度別比較表

□ 財政健全化比率

区 分	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
		前年度増減		前年度増減		前年度増減		前年度増減
平成28年度	-	-	-	-	9.5%	-	-	-
平成29年度	-	-	-	-	8.9%	△0.6	-	-
平成30年度	-	-	-	-	8.2%	△0.7	-	-
令和元年度	-	-	-	-	7.7%	△0.5	-	-
令和2年度	-	-	-	-	7.8%	0.1	-	-
令和3年度	-	-	-	-	8.3%	0.5	-	-
令和4年度	-	-	-	-	9.3%	1.0	-	-

※比率がゼロ又はマイナスの場合、「-」表示となる。

□ 資金不足比率

区 分	水道事業		下水道事業		国民健康保険病院事業		臨港用地造成事業		港湾整備事業		簡易水道事業	
	(法適)	前年度増減	(法適)	前年度増減	(法適)	前年度増減	(法非適)	前年度増減	(法非適)	前年度増減	(法非適)	前年度増減
平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※比率がゼロの場合、「-」表示となる。